

作成日 令和7年12月25日

令和8年度 施行

# 小中学校乗用エレベーター保守点検委託

(教育推進課 教育総務係)

公示用

### 小中学校乗用エレベーター保守点検委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
芽室小学校					
1号機フルメンテナンス契約		12	月		
月1回点検					
停止点検(年4回)					
遠隔点検(毎月)					
建築基準法第12条第4項の法定検査(年1回)を含む。					
芽室中学校					
1号機、2号機フルメンテナンス契約		12	月		
月1回点検					
停止点検(年4回)					
遠隔点検(毎月)					
建築基準法第12条第4項の法定検査(年1回)を含む。					
小 計					
再 計					
消 費 税		10	%		
1 年 合 計					
3 年 合 計					契約期間 令和8年4月1日～ 令和11年3月31日

# 小中学校乗用エレベーター保守点検委託 仕様書

## 1 委託業務名

小中学校乗用エレベーター保守点検委託

## 2 履行期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

## 3 履行場所

芽室小学校、芽室中学校

## 4 委託目的

上記2校に設置されているエレベーター設備を円滑に稼働させ、その機能を保持させるため、点検及び定期検査業務を行うものとし、また、故障等緊急時には迅速に適切な処置を行うことを目的とする。

## 5 業務内容

### (1) 定期点検

定期点検は、次の①又は②のいずれかの方法で実施するものとする。

ア 毎月1回遠隔監視点検を実施し、かつ、3か月に1回定期的に専門技術者を派遣し、昇降機各部の点検清掃、給油及び調整のほか、部品の損傷摩耗等がある場合は、必要に応じて修理取替を行う。ただし、下記6(1)に掲げる除外工事に係る修理及び取替工事は除く。

イ 毎月1回定期的に専門技術者を派遣し、昇降機各部の点検清掃、給油及び調整のほか、部品の損傷摩耗等がある場合は、必要に応じて修理取替を行う。ただし、下記6(1)に掲げる除外工事に係る修理及び取替工事は除く。

### (2) 法定点検

年1回建築基準法第12条第4項の規定による点検を行い、所管官公庁への報告を行う。

### (3) 遠隔監視

昇降機の異常を感知するため、遠隔監視装置を設置し、受託者の監視センターにて24時間遠隔監視をする。

### (4) 異常時の対処

昇降機異常の連絡、感知があったときは、あらかじめ町の指定した緊急連絡先へ連絡し、異常に応じた適切な処置を講じ、必要に応じ速やかに現場に専門技術者を派遣し、昇降機を正常な状態に復旧すること。ただし、誤報等の軽微な異常については、業務報告書に記載し連絡を省くことができる。

## 6 点検方法の契約

### (1) フルメンテナンス契約とする。本契約において除外する工事は、次のとおりとする。

ア かご床、内壁パネル、天井等の内装仕上げ材

イ 乗り場戸、敷居、三方枠、表示器

ウ 制御盤、巻上げ機、電動機、駆動機等の取替え

エ その他、不注意・不適当な使用、管理による部品交換。災害等不可抗力によるもの

### (2) 本契約において契約期間中に交換する部品は、次のとおりとする。

※本仕様提示時点では、該当なし

## 7 点検の範囲、基準等

### (1) 定期点検の範囲、点検方法等は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」に基づき点検する。

- (2) 法定点検の範囲、基準等は財団法人日本建築設備・昇降機センターで定めている「昇降機定期点検業務基準」によるものとし、業務委託後、速やかに実施するものとする。

## 8 次年度整備計画の提出

毎年度10月までに、本契約の保守点検状況から次年度に必要性が予想される整備について報告を行うものとする。ただし、緊急性のあるものについては、この限りではない。

## 9 費用負担

- (1) 遠隔監視装置の設置及び撤去にかかる費用は、受託者の負担とする。  
(2) 遠隔監視に関わる通信料（工事費を含む。）は、受託者の負担とする。

## 10 再委託等の禁止

- (1) 本書で示す業務の全部を一括して、又は指定した部分を第三者に委託してはならない。  
(2) 前記(1)にかかわらず、本書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて町の承諾を得なければならない。

## 11 報告

- (1) 点検の実施に当たっては、事前に委託者に日時等を連絡すること。  
(2) 当該月の業務が完了したときは、翌月速やかに業務完了報告書（任意様式）を提出すること。  
(3) 定期点検結果及び遠隔監視の報告書は、受託者の様式とする。ただし、点検項目表による点検で受託者の様式による報告書に記載できない場合、適宜の様式とする。  
(4) 法定点検の結果報告書は、一般財団法人北海道建築指導センターで定める「昇降機定期検査報告書」又はこれに準じた受託者の様式によるものとする。  
(5) 本契約に含まれていない部分の交換等を要することとなったとき、又は事故が発生したときは、直ちに委託者に文書で報告するものとする。

## 12 引き継ぎ

- (1) 契約期間の終了、契約の解除又は変更等により、他の業者から業務を引き受け、又は引き渡す場合は、当該業者と協力して円滑に引継ぎを行うものとする。  
(2) 引き継ぎにおける質疑等は、軽微な事項を除き業務担当者を経由し、文書で行うものとする。  
(3) 引き継ぎは、この業務に含まれるものとする。

## 13 保守管理対象昇降機仕様等

### (1) 芽室小学校

1号機 乗用兼車いす用エレベーター（日立社製）

750kg（11名） 45m/min（1-3）3か所停止

（地震管制装置・火災管制装置・停電着床装置・戸開走行保護装置・遠隔監視装置・車椅子仕様）

### (2) 芽室中学校

1号機 乗用兼車いす用エレベーター（日立社製）

750kg（11名） 45m/min（1-3）3か所停止

（地震管制装置・火災管制装置・停電着床装置・戸開走行保護装置・遠隔監視装置・車椅子仕様）

2号機 乗用兼車いす用エレベーター（日立社製）

750kg（11名） 45m/min（1-2）2か所停止

（地震管制装置・火災管制装置・停電着床装置・戸開走行保護装置・遠隔監視装置・車椅子仕様）